

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 85	<p>第12節 転出・転入時の事務</p> <p>I 転出・転入による援護の実施者の変更</p> <p>1 <u>居宅生活支援及び施設訓練等支援（通所）</u> 本人の転居（居住地変更）により、援護の実施者は、転居先の市町村となる。</p> <p>2 <u>施設訓練等支援（入所。ただし、身体障害者療護施設支援を除く。）</u> 原則として、本人の現在地にかかわらず、出身世帯の転居（居住地変更）により、援護の実施者は、出身世帯の転居先の市町村となる。</p> <p>3 <u>施設訓練等支援（身体障害者療護施設）</u> 入所前の居住地の市町村が援護の実施者であり、本人の現在地や出身世帯の居住地に変更があっても援護の実施者に変更はない。</p> <p>II 本人の転居により援護の実施者が変わる場合の手続きの流れ</p> <p>1 転出の連絡（障害者→転出予定市町村、転入予定市町村等） 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）は、サービスを転入先において早く受けたいなどの場合には、必要に応じ、転居の予定を速やかに事業者又は施設並びに転出予定市町村及び転入予定市町村の障害者福祉担当窓口に連絡する。転出予定市町村及び転入予定市町村は転居に当たっての手続き等の案内や相談の対応を行う。</p> <p>2 当該障害者に係る情報提供（転出予定市町村→転入予定市町村） 転出予定市町村は、必要に応じ、転入予定市町村の障害者福祉担当窓口に、援護の実施者が変更となることについての情報提供を行う。転入予定市町村が、支援費支給決定に当たり、前居住地での利</p>	<p>修正1 <u>居宅支援及び施設支援（通所）</u></p> <p>修正2 <u>施設支援（入所。ただし、身体障害者療護施設支援を除く。）</u></p> <p>修正3 <u>施設支援（身体障害者療護施設）</u></p>

用者の支給決定に関する情報を必要とする場合は、当該障害者の承諾を得た上で、転出予定市町村から転入予定市町村へ情報を提供する。

3 転出の届出

転居する当該障害者は、転出市町村の住民基本台帳担当窓口に転出を届けで、障害者福祉担当窓口にも連絡する。

4 転入の届出及び支給申請

当該障害者は、転入市町村の住民基本台帳担当窓口に転入を届け出るとともに、障害者福祉担当窓口において、支援費の支給申請の手続きを行う。

なお、支給申請の手続きについては、「第3節 支給申請」と同様である。

5 転入市町村における支給決定（転出・転入市町村間の連絡調整）

転入市町村は、支援費支給の可否について、住民基本台帳情報の確認を行い、審査を行うとともに、サービスの継続性の確保が必要な場合は、転出市町村の担当窓口と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し、支給決定に関する事務を行い、転入市町村での受給者証を交付し、扶養義務者の利用者負担がある場合は通知する。

6 転出市町村における支給決定の取消し

転出市町村は、サービスの継続性の確保が必要な場合は、転入市町村の担当窓口と連絡調整を行い、取消日に配慮し、支給決定取消しを行い、支給決定の取消しを通知し、転出市町村での受給者証の返還を求める。

7 転入先市町村におけるサービス利用

転入先市町村で新たに受給者証を交付された支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）は、新しい受給者証を事業者又は施設に提示し、必要に応じ、新規契約や契約内容の変更を行う。

III 施設入所者の援護の実施者が、出身世帯の転居により変わる場合の手続きの流れ

1 転出の連絡（障害者及び家族→転出予定市町村、転入予定市町村等）

施設支給決定障害者（施設入所者）及び転居する家族は、転居の予定を速やかに、施設並びに転出予定市町村及び転入予定市町村の障害者福祉担当窓口に連絡し、転居に当たっての手続き等の相談を行う。

2 当該障害者に係る情報提供（転出予定市町村→転入予定市町村）

転出予定市町村は、転入予定市町村の障害者福祉担当窓口に、出身世帯の転居により援護の実施者が変更されることについての情報提供を行う。転入予定市町村が、支援費支給決定に当たり、前居住地での利用者の支給決定に関する情報を必要とする場合は、当該障害者の承諾を得た上で、転出市町村から転入予定市町村へ情報を提供する。

3 転出の届出

転居する家族は、転出市町村の住民基本台帳担当窓口に転出を届けで、障害者福祉担当窓口にも連絡する。

4 転入の届出及び支給申請

転居する家族は、転入市町村の住民基本台帳担当窓口に転入を届け出る。また、当該障害者は、障害者福祉担当窓口で施設訓練等支援費支給申請の手続きを行う。

なお、施設訓練等支援費支給申請の手続きについては、「第3節 支給申請」と同様である。

5 転入市町村における支給決定

転入市町村は、支援費支給について、住民基本台帳情報を確認し審査を行うとともに、転出市町村の担当窓口と連絡調整を行い、支給決定日に配慮し、支給決定に関する事務を行い、転入した市町村での受給者証を交付し、扶養義務者の利用者負担がある場合は通知する。

6 転出市町村における支給決定の取消し

転出市町村は、転入市町村の担当窓口と連絡調整を行い、取消日に配慮し、支給決定取消しを行い、当該障害者に対して支給決定の取消しを通知し転出した市町村での受給者証の返還を求める。

7 転入先市町村におけるサービス利用

当該障害者は、新しい受給者証を施設に提示し、必要に応じて契約内容の変更や再契約を行う。

IV 留意事項

転入時から即日、居宅介護等のサービスを利用したい場合等、転出市町村と転入市町村の連絡調整が必要とされる場合がある。

また、出身世帯の転出により施設入所者の援護の実施者が変更する場合、前居住地の受給者証の取消日と新居住地の受給者証の交付日が連続しないと施設訓練等支援費が支払われない空白の日が生ずることから、市町村間による連絡調整が必要となる。

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 89	<p>第13節 支給決定の取消し事務</p> <p>I 支給決定の取消し</p> <p>支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消さなければならない（身障法第17条の8第1項及び第17条の13第1項、知障法第15条の9第1項及び第15条の14第1項、児福法第21条の14第1項）。</p> <p>なお、支給決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に対し受給者証の返還を求めるものとする（身障法第17条の8第2項及び第17条の13第2項、知障法第15条の9第2項及び第15条の14第2項、児福法第21条の14第2項）。</p> <p>1 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定に係る障害児）が支援を受ける必要がなくなったと認めるとき（身障法第17条の8第1項第1号及び第17条の13第1項第1号、知障法第15条の9第1項第1号及び第15条の14第1項第1号、児福法第21条の14第1項第1号）</p> <p>2 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）が、支給決定期間内に当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（身障法第17条の8第1項第2号及び第17条の13第1項第2号、知障法第15条の9第1項第2号及び第15条の14第1項第2号、児福法第21条の14第1項第2号）</p> <p>※ 居住地変更による施設支給決定の取消しの特例（身障法施行令第17条）</p> <p>身体障害者療護施設に係る施設支給決定身体障害者が、身体障害者療護施設に入所したときは、施設支給決定を行った市町村は、当</p>	<p>追加※ 従来と同様、施設入所者が、疾病等により、3か月以上の入院が必要と認められた時又は入院期間が3か月以上となったときは、原則支給決定を取り消すこととする。ただし、近日中に退院が見込まれる場合等、支給決定の取消が適当でないと考えられる場合は、支給決定を取り消さない。</p>

該施設支給決定身体障害者が、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときであっても、身障法第17条の13第1項の規定にかかわらず、施設支給決定の取消しを行わないものとする。

II 支給決定取消しの通知

市町村は、支給決定の取消しを行った場合、支給決定取消通知書により、当該取消しに係る支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に対し通知する。

P 90

1 居宅支給決定取消通知書（様式第13号）

（1）記載事項

- ア 宛先
- イ 居宅受給者証番号
- ウ 支給決定障害者（保護者）氏名
- エ 支給決定取消日
- オ 支給決定に係る児童氏名
- カ 取消理由
- キ 受給者証返還先
- ク 受給者証返還期限

（2）記載方法

ア 宛先

当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）あてに通知する。
なお、代理人が申請を行っている場合は、代理人あてに通知する。

イ 居宅受給者証番号

当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）の居宅受給者証番号を記載する。

ウ 支給決定障害者（保護者）氏名

当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）の氏名を記載する。

エ 支給決定取消日

支給決定取消日は、当該支給決定の効力が消滅する日を記載

修正ウ

支給決定障害者（保護者）氏名

当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）の氏名を記載する。

する。

オ 支給決定に係る児童氏名

当該取消しに係る児童氏名を記載する。

カ 取消理由

当該支給決定を取消した理由を記載する。

キ 受給者証返還先

当該取消しに係る支給決定障害者（保護者）が、受給者証を容易に返還できるよう所管部署の名称、住所、電話番号を明示する。

ク 受給者証返還期限

受給者証の返還期限を記載する。

なお、具体的な返還期限については、各市町村の判断で設定することになる。

2 施設支給決定取消通知書（様式第13号）

(1) 記載事項

ア 宛先

施設受給者証番号

ウ 支給決定障害者氏名

エ 支給決定取消日

オ 取消理由

カ 受給者証返還先

キ 受給者証返還期限

(2) 記載方法

ア 宛先

当該取消しに係る支給決定障害者あてに通知する。

なお、代理人が申請を行っている場合は、代理人あてに通知する。

イ 施設受給者証番号

当該取消しに係る支給決定障害者の施設受給者証番号を記載する。

- ウ 支給決定障害者氏名**
当該取消し係る支給決定障害者の氏名を記載する。
- エ 支給決定取消日**
支給決定取消日は、当該支給決定の効力が消滅する日を記載する。
- オ 取消理由**
当該支給決定を取消した理由を記載する。
- カ 受給者証返還先**
当該取消しに係る支給決定障害者が、受給者証を容易に返還できるよう所管部署の名称、住所、電話番号を明示する。
- キ 受給者証返還期限**
受給者証の返還期限を記載する。
なお、具体的な返還期限については、各市町村の判断で設定することになる。

III 留意事項

1 転出に伴う支給決定取消しの周知

市町村は、受給者証交付時に、支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に対し、次に掲げる他の市町村の区域に居住地変更する際の注意事項について、十分な説明を行い、周知徹底する必要がある。

- (1) 支給期間内に居住地を他の市町村の区域に移すと、受給者証は使えなくなり、支援費が支給されない。
- (2) 居住地を変更しようとする場合は、事前に市町村に、転居に当たっての手続き等について、相談する。
- (3) 支給期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、受給者証を添えて、旧住所地市町村に届ける。
- (4) 旧居住地の受給者証でサービス提供を受けた場合、全額利用者の自己負担となる。

2 居宅支給決定取消しに係る情報の事業者の把握方法

- (1) 契約時に、支給決定障害者（保護者）が居住地に変更があった場合、連絡すること等の取り決めを設けておく。
- (2) サービス提供の際に支給決定障害者（保護者）に対して居住地を確認する。
- (3) 居住地市町村から支給決定を受け、居宅受給者証の交付を受けているか確認する。

3 転出による支給決定取消日の設定

転出日を支給決定取消日とすることができる。

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 93	<p>第14節 苦情等への対応</p> <p>I 支援費の支給申請に対する決定に関するもの</p> <p>1 情報の提供等</p> <p>市町村は、障害者又は障害児の保護者等に対して、支援費制度の趣旨、内容について十分理解してもらえるよう努める必要がある（社会福祉法第75条第2項、身障法第9条第3項、知障法第9条第3項、児福法第21条の24第1項）。</p> <p>2 不服申立て</p> <p>支援費の支給申請を受けた市町村は、行政手続法に従い、適正な事務処理を行うことが求められる。</p> <p>支援費の支給申請に対する市町村（福祉事務所に権限を委任している場合は福祉事務所）の支給決定に不服がある場合、申請者は、行政不服審査法に基づき、支援費の支給決定を行った市町村に対し、支給決定を知った日の翌日から60日以内に異議申立て（福祉事務所に権限を委任している場合は審査請求）を行うことができる（行政不服審査法第5条等）。</p> <p>しかし、福祉事務所に権限を委任していない市町村が行う支援費の支給決定に対しては、上級行政庁がないことから、都道府県や国への審査請求や再審査請求はできない。</p> <p>したがって、当該市町村が行う異議申立てに対する決定に不満がある場合は、行政事件訴訟法に基づき、取消訴訟等を提起することができる。市町村はそのような事態にならないように、支援費の支給決定の過程で障害者又は障害児の保護者等に対して、十分な相談と説明を行うことが求められる。</p> <p>II サービス内容に対する決定に関するもの</p> <p>1 社会福祉事業の経営者による苦情の解決</p> <p>サービス利用に関する苦情は、事業者又は施設と利用者の間で解決することが基本である（社会福祉法第82条、身障法に基づく指定居</p>	<p>修正 <u>さらに、当該市町村が行う異議申立てに対する決定に不満がある場合には、行政事件訴訟法に基づき、取消訴訟等を提起することができる。</u> <u>市町村はそのような事態にならないように、支援費の支給決定の過程で障害者又は障害児の保護者等に対して、十分な相談と説明を行うことが求められる。</u></p>

宅支援等基準第36条第1項及び第2項並びに第59条及び第80条、知障法に基づく指定居宅支援等基準第36条第1項及び第2項並びに第59条及び第80条、児福法に基づく指定居宅支援等基準第36条第1項及び第2項並びに第59条及び第80条、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第37条第1項及び第2項並びに第47条及び第59条、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第39条第1項及び第2項並びに第53条及び第62条)。

(1) 情報の提供等

事業者又は施設は、サービスに対する利用者の苦情又は意見をくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、サービスを利用しようとする者に対して十分な情報の提供を行うように努め、サービスの自己評価又は第三者が加わった施設内における苦情解決等の仕組みの整備が求められる（社会福祉法第75条第1項、第78条及び第82条、身障法に基づく指定居宅支援等基準第35条第1項及び第59条及び第80条、知障法に基づく指定居宅支援等基準第35条第1項及び第59条及び第80条、児福法に基づく指定居宅支援等基準第35条第1項及び第59条及び第80条、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第36条第1項及び第47条及び第59条、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第38条第1項及び第53条及び第62条）。

(2) サービス利用契約の申込み時の説明及び成立時の書面の交付

事業者又は施設は、社会福祉法に基づき、利用契約の申込みがあった時には、その契約の内容及びその履行に関する事項について十分な説明を行うよう努めるとともに、利用契約成立時には、利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない（社会福祉法第76条及び第77条）。

- ア 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ウ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- エ その他厚生労働省令で定める事項

2 情報の提供等

修正 (1) 情報の提供等

事業者又は施設は、サービスに対する利用者の苦情又は意見をくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、サービスを利用しようとする者に対して十分な情報の提供を行いうように努め、サービスの自己評価又は第三者が加わった施設内における苦情解決等の仕組みの整備が求められる（社会福祉法第75条第1項、第78条及び第82条、身障法に基づく指定居宅支援等基準第35条第1項、第59条及び第80条、知障法に基づく指定居宅支援等基準第35条第1項、第59条及び第80条、児福法に基づく指定居宅支援等基準第35条第1項、第59条及び第80条、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第36条第1項、第47条及び第59条、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第38条第1項、第53条及び第62条）。

都道府県及び市町村は、事業者又は施設に関する情報を含めサービスの利用に必要な情報を、障害者又は障害児の保護者等が容易に得られるようとする必要がある（社会福祉法第75条第2項）。

また市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、障害者の援護の実施者として、サービス利用に関する苦情又は相談に応じることが求められる（身障法第9条第3項及び第17条の3第1項、知障法第9条第3項及び第15条の4第1項、児福法第21条の24第1項及び第2項）。

3 運営適正化委員会

事業者又は施設と利用者の当事者間では解決できない苦情については、都道府県社会福祉協議会に設けられた運営適正化委員会により、適切な解決を図ることが必要である（社会福祉法第83条から第87条まで、身障法に基づく指定居宅支援等基準第36条第3項及び第59条及び第80条、知障法に基づく指定居宅支援等基準第36条第3項及び第59条及び第80条、児福法に基づく指定居宅支援等基準第36条第3項及び第59条及び第80条、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第37条第3項及び第47条及び第59条、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第39条第3項及び第53条及び第62条）。

III その他

市町村は、指定事業者又は施設が指定基準を満たしていないことや支援費の請求に関し不正があったと認めるとき、当該事実を都道府県等に通知することができる。しかし、指定事業者又は施設に対する直接の指導監督は、都道府県等が行うこととされていることから、苦情についての相談の過程等で当該事実を発見した場合は、都道府県知事に通知し、指定事業者又は施設の指導監督を行う都道府県等と連携を図ることが重要である（身障法第17条の22第2項及び第17条の30第2項、知障法第15条の22第2項及び第15条の30第2項、児福法第21条の22第2項）。

修正 また、市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、障害者の援護の実施者として、サービス利用に関する苦情又は相談に応じることが求められる（身障法第9条第3項及び第17条の3第1項、知障法第9条第3項及び第15条の4第1項、児福法第21条の24第1項及び第2項）。

修正3 運営適正化委員会

事業者又は施設と利用者の当事者間では解決できない苦情については、都道府県社会福祉協議会に設けられた運営適正化委員会により、適切な解決を図ることが必要である（社会福祉法第83条から第87条まで、身障法に基づく指定居宅支援等基準第36条第3項、第59条及び第80条、知障法に基づく指定居宅支援等基準第36条第3項、第59条及び第80条、児福法に基づく指定居宅支援等基準第36条第3項、第59条及び第80条、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第37条第3項、第47条及び第59条、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第39条第3項、第53条及び第62条）。

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 99	第3章 支給決定事務について 第1節 支給決定の基本的考え方 (略) (注1) (略) (注2) 支援費の支給を行うサービスの種類については、例えば、身体障害者居宅介護については身体介護／家事援助等の別、身体障害者及び知的障害者に係る授産施設支援等については入所／通所の別、身体障害者更生施設支援については障害別（肢体不自由／視覚障害／聴覚・言語障害／内部障害）を定める等、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行うこととする。詳細についてはさらに検討し、本年度第Ⅱ四半期にお示しする予定である。 (注3) (略)	第3章 支給決定事務について 第1節 支給決定の基本的考え方 (略) (注1) (略) (注2) 別添1参照 (注3) (略)
P 100	第2節 支給決定の際の勘案事項 II 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨 1 居宅生活支援費 (1)～(8) (略) 2 施設訓練等支援費 (1)～(8) (略)	第2節 支給決定の際の勘案事項 II 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨 1 居宅生活支援費 (1)～(8) (略) 2 施設訓練等支援費 (1)～(8) (略) ※ 複数種類のサービスに関する支援費の併給 別添2参照
P 114	第4節 障害程度区分 II 聴き取り表の内容 各施設支援毎の聞き取り表は、次のとおりである。 なお、各項目の語句・表現等については、今後省令・告示制定の過程で多少の変更はあり得るものである。 1 身体障害者更生施設支援 (略) ~9 知的障害者通勤寮支援 (略)	第4節 障害程度区分 II 聴き取り表の内容 平成14年9月6日付け事務連絡Ⅲ参照 III 認定表の内容（追加） 別添3参照
P 136	III 選択肢に係る判断基準の内容 (略)	IV 選択肢に係る判断基準の内容 平成14年9月6日付け事務連絡Ⅲ参照

P 220

IV 更生相談所の役割
(略)

1 専門的な判定

- (略)
- (略)

この詳細を含め、厚生科学研究において検討してきた更生相談所の判定に係るマニュアルが近々とりまとめられる予定である。これを踏まえ、このマニュアルを含めた障害程度区分の決定事務等についての、更生相談所担当者に対する説明会を本年度第Ⅱ四半期のできる限り早期に開催できるよう、作業を進めているところである。

2 研修等の指導

支援費制度においては、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようないよう、研修等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待されるところである。

更生相談所においては、(1) のマニュアルの内容を踏まえつつ、前掲の聴き取り表や選択肢に係る判断基準を活用して、市町村に対する研修等を通じた指導を行っていただきたい。

P 222

V 居宅支援の取扱い
(略)

P 224

第5節 利用者負担額の決定
(略)

V 更生相談所の役割
(略)

1 専門的な判定

- (略)
- (略)

2 研修等の指導

支援費制度においては、障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なるようないよう、研修、市町村からの疑義照会への対応等を通じて市町村に対する指導を行うことが期待されるところである。

更生相談所においては、全国更生相談所担当者説明会資料（平成14年7月23日）を踏まえつつ、前掲の聴き取り表や選択肢に係る判断基準を活用して、市町村に対する研修等を通じた指導を行っていただきたい。

VI 居宅支援に係る障害の程度による単価の区分の判断基準について
平成14年9月6日付け事務連絡I 参照

第5節 利用者負担額の決定
別添4 参照